

2019年度 大阪市への要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
事務局 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
〒558-0011 大阪市住吉区荻田5-1-22
TEL 06-6697-9005
FAX 06-6697-9059

<教育>

1. 障害のある子どもへの合理的配慮の実現のために、行政の責任で基礎的な教育環境整備をおこなってください。
2. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別に応じた、学級設置及び教職員配置等を行ってください。
 - ①障害種別による学級設置を遵守してください。
 - ②1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市の独自基準を策定してください。
 - ③学級設置相当数の教室を確保・整備してください。
 - ④年度途中の在籍増にあたっては、学級の追加設置や加配教員の配置をしてください。
3. 「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行ってください。
4. 通級指導教室を、全校に設置してください。
5. 医療的ケア児を含む重度の障害を持つ子どもたちへの教育保障を、市の責任で行ってください。
 - ①医療的ケア児のいる学校に、看護師を常時配置してください。
 - ②校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師の配置や移動手段にかかる予算措置等を大阪市の責任で行ってください。をしてください。
6. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を、必要に応じて配置してください。
7. 特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。
 - ①フルタイム、または授業終了時までの勤務としてください。
 - ②年度当初からの採用としてください。
 - ③大阪市の責任を持って特別支援教育サポーターを採用し配置してください。
 - ④特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。
8. 相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。
9. 通常学級の教育条件を改善してください。
 - ①35人以下学級を実現してください。
 - ②特別支援学級在籍者を含めた人数が、定数（35人・40人）を超えることがないように学級編成をしてください。
10. 年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等にあたっては、特別支援学級担任に欠員が生じることのないよう、講師配置を速やかに行なってください。
11. 通学タクシー利用の利便性向上を行なってください。
12. 食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食（障害児食）を拡充してください。
 - ①小学校給食における個別対応給食（障害児食）を拡大実施してください。
 - ②中学校給食の内容を改善してください。
 - ③中学校給食における個別対応給食（障害児食）を実施してください。
13. 中学校教育段階における障害児教育を拡充してください。

- ①中学校の支援学級において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。
- ②自閉症スペクトラム等発達障害のある児童に見合った学習の場を充実してください。
- 14. 競争をあまり点数による序列化につながらず、学力テストを実施しないでください。
 - ①市統一テストを実施しないでください。
 - ②府チャレンジテストに参加しないでください。
 - ③府チャレンジテストの内申評価反映にともない、評価が下がった特別支援学級在籍生徒の実態を調査してください。その上で、不利益を被っている障害児に適切に対応してください。
- 15. 大阪府に移管された旧大阪市立特別支援学校の教育条件の改善・充実を行うとともに、大阪府と協力して支援学校を新設してください。
 - ①大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行なってください。
 - ②府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。
 - ③大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。特に、西大阪地域に、知的障害支援学校を新設してください。
- 16. 就学・進学相談にあたっては、特別支援学校を含む多様な学びの場の情報提供を行い、相談・支援体制を充実してください。
- 17. 保護者からの特別支援学校への転校希望について、本人・保護者の意向を最大限尊重して、速やかに対応してください。
 - ①転校にあたっての、必要な手続きについて明らかにしてください。
 - ②学校見学や就学や転学に関する相談を随時にできるように、府教育委員会に働きかけてください。
- 18. 障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。
 - ①特別支援学級担任が希望する場合、担任を継続できるようにしてください。
 - ②小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。
 - ③長時間過密労働の是正や、法で定められた休憩時間を適切に確保するなど、安全に丁寧に子どもに関われるよう、障害児教育に関わる教職員の労働条件を改善してください。

<放課後保障>

- 19. 放課後等デイサービスについて以下の対策を講じてください。
 - ①徒歩や公共交通機関を利用する場合も、送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに市として対策を講じてください。
 - ②送迎中も療育時間として認めるよう国に働きかけるとともに、大阪市独自でも認めてください。
 - ③報酬を月額払いとするよう国に求めてください。基本報酬を充実させ、加算報酬に頼ることなく事業所が安定して運営できるよう国に働きかけてください。
 - ④支援内容と運営に大きな影響を与えている「区分」を改めるよう国に働きかけてください。

<医療>

- 20. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障害者も対象にしてください。償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。事務センターが償還事務をしていますが、償還が半年以上（一部は10か月間以上）も遅れているので、せめて3～4か月で償還されるようにしてください。
- 21. 障害者の入院時に必要に応じてホームヘルパー派遣が認められるよう（聴覚障害者への

- 手話のできるホームヘルパー派遣を含む) 国に強く要望してください。
22. 救急搬送に関して、聴覚障害者が手話でコミュニケーションが取れるよう、救急隊員に対して手話の習得機会を設けてください。
 23. 「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかつたり救急車を呼んでも、たらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況を早急に改善してください。
 - ①精神科一時救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一時救急医療の主旨を周知してください。
 - ②「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などがスムーズに行われるようにしてください。

<福祉>

24. 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自の支援策を講じてください。
25. 十分な職員配置を行い円滑な運営が行えるよう基本報酬そのものを引き上げるよう国に強く要望してください。
26. 2021年度に予定されている障害報酬改定に際して、以下のことを国に要望してください。
 - ①日払い方式から月額払い方式に改めてください。
 - ②報酬体系に成果主義を持ち込まないでください。
 - ③食事提供体制加算を継続してください。
 - ④送迎体制加算を継続してください。
27. 大阪市障害者支援計画及び障害福祉計画の各サービスの数値目標達成に向けた具体的な計画を明らかにしてください。また、現在国で検討されている地域生活支援拠点（障害児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。
28. 障害支援区分について、認定状況の実態把握と検証を大阪市として行い、国に必要な改善を要請してください。また認定調査員への研修を徹底し、調査員によって違いが生じないようにしてください。
29. 障害者手帳のカード化が可能となりましたが、大阪市の対応方針を示してください。実施に当たっては、氏名の点字表示や切り込みを入れるなど視覚障害者に配慮するとともに、希望により従来の紙製の手帳とカードが選択できるようにしてください。（文書回答）
30. 市や各区の障害者自立支援協議会を活性化させて、当事者や家族が参画できる場をつくり生の声を反映させて地域課題を整理して、その解決のための取り組みを強化してください。また各区の活動状況を把握して取り組みの格差を生まない努力をしてください。
31. 就労継続A型事業所について、運営や支援内容に問題が生じないよう監査及び指導を徹底してください。
32. 障害者及び高齢障害者が利用できる生活施設の整備を行ってください。入所施設の整備・建設をおこなってください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。
33. 生活介護事業を、希望する全ての利用者が利用できるよう、支援区分3以上を要件とするなどの利用条件の緩和を国に強く要望してください。
34. 短期入所（ショートステイ）事業がより利用者の実態に対応したものになるように大阪市独自の支援策を講じてください。
 - ①ショートステイの増床を図るために、グループホーム整備費・設備整備費と同様の補

助金制度を創設してください。

②緊急枠に対応する空床確保への補助制度を創設してください。

③各行政区に利用あっせんのための窓口を設置し利用手続きなどがスムーズに行えるようにしてください。

④強度行動障害等に対応するため職員加配等の支援策を講じてください。

⑤「ロングショート」の実態を調査し早期にその解消を図ってください。

35. グループホームへの支援策を講じてください。

①軽度障害であっても本人等の希望がある限りグループホームでの暮らしが継続できるようにしてください。

②平日しか対象とならず利用者が2名でも1名分と同額であるなどの、日中支援体制加算（I）の不十分さを改めるよう国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。

③土曜日・日曜日・祝日や災害等による日中支援事業所の休所や利用者の急病などで日中グループホームで過ごす必要がある場合、ホームで日中支援が十分行うことができるように、現行制度の拡充を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください

④夜間支援体制加算の算定基準に障害支援区分を加味するよう、制度の改善を国に強く要望してください。

⑤利用者の帰省や病気等で利用がない場合でも職員の配置は必要です。日割り実績払いの報酬ではなく月額報酬にするとともに基本報酬を引き上げるよう国に働きかけてください。

⑥グループホーム利用者の通院介護にガイドヘルパーが利用できるようにしてください。現行の通院介護によるヘルパー利用は慢性疾患の定期通院や回数が月2回などの制約があり突発的な病気や怪我などのときには利用できません。利用内容や回数を拡大・拡充してください。

⑦グループホーム利用者がホームヘルパーを利用できるよう国に強く要望するとともに、大阪市として必要な措置を講じてください。

⑧新たに設けられた日中サービス支援型グループホームは、報酬が少ないために重度障害者に十分対応できません。報酬の増額を国に働きかけてください。

36. グループホームの土地・建物の購入・建設及び改修に対応するため、設備整備補助を拡充してください。

①高齢化・重度化などにより介護度が高くなる利用者が、グループホームでの生活を継続できるよう建物改修や備品購入の補助額・適用箇所数を拡充してください。

②スプリンクラーや自動火災報知機等の設置にかかる費用の全額を補助金で設置できるよう引き続き国に強く要望するとともに、大阪市としても対策を講じてください。また、障害支援区分の変更等でスプリンクラー設置が必要になったグループホームに対する支援策を講じてください。

③賃貸住居で運営しているグループホームが消防法関連で大きな支障がある場合には、大阪市の責任で必要な対応策を講じてください。

④市営住宅に開設しているグループホームについては消防設備の整備・維持を大阪市の責任で行ってください。

37. 居宅介護支援を拡充してください。

①居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応じることができないケースが多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。

②居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、使用を認めてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

③入院にいたった場合、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえ

ないような身体的介護は、(医師の要請で) 制度上のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近になっての慣らしの外出や、自宅への一時帰宅についても、制度上のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は、重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供されるようにしてください。

④大掃除(換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等)や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

⑤大阪市が障害支援区分ごとに設けている「居宅支援決定基準」を撤廃し、一人ひとりの必要に応じて支給時間を決定してください。

38. 大阪市の同行援護事業において、視覚単一の障害者が上限51時間を超えて支給されている事例の有無を明らかにするとともに、そのような事例がある場合理由を示してください。また、必要に応じて51時間を超えて利用できるよう制度を見直してください。

39. 入院時コミュニケーション支援事業の対象者や支援内容を拡大して、個々のニーズに対応した制度に充実させてください。

40. 移動支援事業を拡充してください。

①移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。

②ガイドヘルパーの確保に向けて早朝加算等の加算制度を大阪市独自に講じてください。

③1か月の移動支援時間数の上限51時間を拡充してください。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにしてください。

④介添人なしで通学・通所できないろう重複障害者が移動支援事業を利用できるようにしてください。

41. 相談支援事業が安定して事業運営できるよう、報酬単価を大幅に引き上げるよう国に強く要望するとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。

①指定特定相談支援事業のサービス等利用計画作成等にあたっては、一般相談支援事業と同様にサービス等利用計画作成にとどまらず、日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。そのため、一般相談支援事業の専門職員配置が特定相談支援事業でも配置できるよう相談支援事業の基礎的な制度を改善し円滑な相談支援が行えるよう国に強く要望するとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。

②行政(区保健福祉課)と各指定相談支援事業所との連携を強化してください。個人のケース記録などの情報を本人の同意を得たうえで共有できるようにしてください。

③相談支援事業所(相談支援専門員)の絶対数が不足している状態です。初任者研修や現任者研修を大幅に増やすなど市独自に相談支援専門員の配置を十分行うことができるよう支援策を講じてください。

42. 補装具・日常生活用具・福祉用具の交付制度を拡充してください。

①補装具は、耐用年数に至らない場合でも、身体状況の変化や行動範囲が広くて損傷が激しい場合への対応など、必要に応じて給付するようにしてください。

②自己負担なく補装具や日常生活用具が支給されるよう、給付上限額を引き上げてください。とりわけ移動用リフトについては、市場価格で購入できる額に引き上げてください。

③日常生活用具のベッドなどは、身体や障害の状況に応じて変更が必要です。一律に耐用年数を決めずに臨機応変に対処してください。またレンタル方式も検討してください。

④紙オムツなどの支給は、障害により継続的な使用が必要な場合は、原因疾患によらず支給してください。

⑤両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対

象となっていない児童に対する補聴器の修理代を支給してください。

- ⑥「読書バリアフリー法」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して希望者全員に交付してください。点字図書価格差保障制度を見直し、点字図書についてはタイトル数や巻数の制限を撤廃するとともに、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付してください。
 - ⑦重度視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたすことから、補聴器を補装具として、または集音器を日常生活用具として支給してください。
 - ⑧聴覚障害児・者のいる家庭に、重度障がい者日常生活用具の屋内信号装置を公布してください。また公布要件を撤廃するよう国に働きかけてください。
 - ⑨2020年1月にWindows7のサポート切れを迎えることから、多くの視覚障害者がパソコンの買い替えやソフトウェアのバージョンアップが必要となっています。日常生活用具の情報通信支援用具の耐用年数を迎えない限り、自費での購入が余儀なくされることから、緊急対策として耐用年数に足りなくても、必要なソフトウェアの給付がおこなえるようにしてください。今後、ソフトウェアの利用期間については、従来の永続利用から一定期間の利用に対して代金を支払う方式に変わりつつあり、現在の10万円を限度とした5年に1回の制度では、各種ソフトの期間切れに合わせた更新をおこなうことが困難です。つきましては、給付決定後5年以内であれば10万円を分割して給付できるようにしてください。
43. 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善してください。
- ①地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障害当事者にとってはなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保に向けて委託料について、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げてください。
 - ②委託料の算定について、各障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については出席扱いすることや年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。また各種加算についても実態に即した加算とってください。
 - ③委託料の支給決定について年度当初の利用登録人員で委託料の支給決定してください。
 - ④利用者減員による委託費減額について、各センターの事業運営に大きな影響が出ています。地域活動支援センターの安定した運営に向けて、金額の根拠を明らかにするとともに返金時期など減額手続きについて実態を踏まえて是正してください。
44. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「障害者総合支援法の地域生活支援事業」のニーズを満たすために、手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業、中途失明者訪問指導事業の予算を拡充してください。
45. 大阪市役所及び各区役所に手話通訳者を正規職員として設置してください。設置できる間、対面通訳の必要性を鑑み手話通訳者派遣事業の委託先職員が巡回で対応できるよう必要な措置を講じてください。
46. 福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど入札制度の導入をやめてください。プロポーザル方式ではなく、対象者である聴覚障害者と業務従事者が安心できる委託方式とってください。
47. 身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障害者情報提供施設を設置して、映像ライブラリーや視覚的情報の発信のほか、手話通訳者養成事業などを拡充できるための拠点(施設)機能を早急に整備してください。
48. ろう者のスポーツ参画を拡充するために、スポーツ競技団体に限らず、一般の障害者団体も対象に団体競技スポーツ大会出場奨励金の交付をしてください。また、デフリンピックや国際や全国規模の競技大会のメダリストや入賞者に対する表彰および報奨金を設けてください。

49. 役所から送付される点字通知文書について、これまで点字表示されていたものが点字表示されなくなるケースが頻発していることから、職員移動の際などにきちんと引き継ぎが行われるようにしてください。また、「大阪市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」のように臨時に送られてくる文書の中には、放置した場合大きな経済的損失を被ることもあるため、視覚障害者家庭への文書送付に関して十分な配慮を行ってください。
50. 妊娠している視覚障害女性全てに対して、その人が使用している媒体での母子健康手帳を普通字の母子健康手帳とセットで無料配布されるよう以下の対策を講じてください。

(文書回答)

- ①厚生省からの通達に沿って視覚に障害のある妊産婦に対しては地方交付税で点字版母子健康手帳を必ず無料で配布してください。
 - ②視覚に障害のある妊産婦に対しては、点字版に限らず当該妊産婦が使用している情報手段である音声拡大文字・データ等で作成したものを、通常の母子健康手帳とともに無料で配布してください。
 - ③視覚に障害がある妊産婦本人が知らない場合でも、点字版母子健康手帳があることを知らせ、必要な時は無料で配布できるようにしてください。そのために、行政の責任で点字版母子健康手帳があることを、医療機関や保健所等に幅広く啓発してください。
51. 生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口の対応は、精神障害をもつ相談者の状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。
52. 障害を持っている方が生活保護を受けている場合、対応するケースワーカーは相談者の障害や状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。また生活保護の住宅扶助費について引き下げしないよう国に強く要望してください。

<介護保険>

53. 介護保険優先原則を撤回するよう国に働きかけてください。
- ①介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。岡山・浅田訴訟の全面勝訴判決「介護保険制度への強制移行は違法」との司法判断に沿って強制移行を無くし、介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。
 - ②要介護認定等の申請を行わない障害者に、障害者福祉サービスを打ち切らないだけでなく、「介護保険を申請しない選択肢」もあることを各区窓口職員に周知して、窓口での対応に生かすよう徹底してください。
 - ③当面の措置として、特定疾患を含む65歳以前から障害者サービスを受けている全ての障害者が低所得者の利用料負担が障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。
 - ④新たに設けられた「新高額障害福祉サービス等給付費」について、対象枠を設けず償還払いを撤廃し、すべての利用者が無料となるよう国に強く要望してください。
 - ⑤自治体が介護保険へ強制移行させる要因（国による誘導策）ともなっている国庫負担基準額における介護保険対象者への減額規定を無くすように大阪市として強く働きかけてください。
 - ⑥介護保険は応益負担であり低所得者も利用料が発生します。また、介護保険の居宅介護等には、「できない規定」があり、家族分を含んだ家事や大掃除等、障害福祉サービスでできていたことが介護保険になるとできなくなることがあります。こうした利用者負担増やサービス内容の違いによって起きる不利益がある場合、介護保険へ移行しない理由として認めてください。
 - ⑦介護保険に移行した人でも必要に応じて障害福祉サービスに戻ることができるようにしてください。
54. 介護予防・日常生活支援総合事業においても、これまで通り要支援の方に対して、ホー

ムヘルプサービス・デイサービスが受けられるようにしてください。

55. ろう高齢者がショートステイや、地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるよう、利用者本人やサービス提供施設やケアマネージャー、地域包括支援センター、協議会（自立支援協議会）など、関係先に働きかけてください。
56. 介護認定において、聴覚障害の障害特性としての生活管理の困難さやコミュニケーションや社会性構築の困難さなどが反映されるよう認定調査員の研修はもちろん、認定審査会でも周知を徹底化してください。
57. 特別養護老人ホームへの入所対象者について、意思疎通の問題が常につきまとう面で、要介護1・2の特例対象に「聴覚・言語障害」を加えてください。

<手話言語条例>

58. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の啓発強化及び第3条-2に基づき体制を整備してください。また、関係団体独自の手話講習会に関して、立案段階から当事者団体である大阪市聴言障害者協会と協議し、合意の上、開催するよう指導してください。
59. 手話や筆談による対応が可能であることを示すために、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定した「手話マーク」や「筆談マーク」の普及を図ってください。
60. 大阪市が実施している全ての出前講座に手話通訳者を用意してください。特に開講においては手話通訳者も事前申込制（希望制）ではなく、「いつでもどこでもだれでも」参加できる環境を整備してください。また、講師の派遣とともに手話通訳者もセットで派遣できる体制を構築してください。
61. 聞こえない乳幼児に対して、手話言語の習得環境を大阪市の事業として整備してください。
62. 「聴覚障害者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等（大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱の第6条（ハ）の派遣範囲）」はもちろんですが、余暇活動（趣味など）の講座や、就労面を含む資格取得のための研修など、すべての分野で手話通訳者の派遣など情報保障を講座や研修の開催団体や雇用者（企業）に対して義務づけてください。
63. 各区役所や公共施設に対して、障害者権利条約第2条はもちろん大阪市こころを結ぶ手話言語条例で定められている『手話は言語である』ということを周知徹底してください。
64. 「大阪市手話に関する施策の推進方針」のもと、大阪市が手話の普及を目的に手話PR動画を発信していますが、「おはよう」など一部の手話が実際にろう者が表現する手話ではない為、大阪市民に対して間違った手話が広まってしまう懸念があります。動画を制作・発信するにあたって、必ず、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪市聴言障害者協会の立ち会いのもと、手話表現方法（手話の位置や形態特徴など）のチェックを受けるようにしてください。

<まちづくり>

65. 大阪メトロは2025年度中に全駅ホームへの可動式ホーム柵の設置を明らかにしましたが、この動きに呼応して大阪市内に駅を有するJR西日本や私鉄各社など、他の鉄道事業者に対して、早急に可動式ホーム柵を設置するよう働きかけてください。（**文書回答**）
66. 「大阪市介護人付無料乗車証」を便利に使い続けられるようにしてください。
 - ①大阪市に居住する重度障害者が引き続き大阪メトロとシティバスを無料で乗車できるよう「大阪市介護人付無料乗車証」を廃止しないでください。（**文書回答**）
 - ②IC専用の自動改札機が多数設置されることで、多くの視覚障害者が「大阪市介護人付無料乗車証」などを利用する際の改札通過に支障が生じています。今後とも引き続き、「大阪市介護人付無料乗車証」を安心して利用できるよう、IC専用の自動改札機をこれ以上増やさないう、大阪メトロに働きかけてください。（**文書回答**）

- ③「大阪市介護人付無料乗車証」について、希望者にはＩＣカードのものを発行してください。その際、大阪メトロが発行している「イコカ」またはスルッとKANSAI協議会が発行している重度障害者向けの「特別割引用ＩＣカード」に「大阪市介護人付無料乗車証」の機能を付加できないか検討してください。
- ④本年２月８日付けで国土交通省自動車交通部長より各運輸支局長宛てに発せられた通知（「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」）の趣旨を尊重し、ＪＲ西日本に対して、有人改札での障害者手帳の毎回提示を簡略化し、「障害者割引乗車券」で自動改札機を利用できるようにするとともに、障害者向け割引イコカを発行するよう働きかけてください。（文書回答）
- ⑤可動式ホーム柵が設置される駅については、同時並行して、車いすでも「渡し板」なしで自由に乗車できるホーム（乗降位置にスロープを設置）に改善してください。
67. 京阪「京橋駅」とＪＲ大阪環状線「京橋駅」の間の移動が、視覚障害者にも円滑に行えるよう、通路の南側にもう１本誘導ブロックを敷設するとともに、双方の南北出入口の適切な位置に誘導チャイムを設置するよＪＲ西日本および京阪電鉄に働きかけてください。また、地下鉄京橋とＪＲ・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるようにエレベーターを設置してください。
68. 長居障がい者スポーツセンターは、開設から４５年が経過し、老朽化が進んでおり、早急な建て替えが必要であると考えますが、大阪市としての見解を示すとともに、建て替えに当たっては、広く障害当事者団体および競技団体からの意見聴取の機会を設けてください。（文書回答）
69. ２０２５年の大阪万博において、障害者権利条約の第９条「アクセシビリティ」を保障してください。１９７０年に実施した大阪万博では、総合受付で手話言語対応を行いました。あらゆる展示やブースで、「話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知すること」のハードルを無くし、手話言語の対応や視聴覚情報をもれなく保障してください。
70. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックなどを活用できるスポーツ施設などを市内に整備してください。

<労働>

71. 視覚障がい者あはき師の就労機会を脅かす晴眼者の養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園のあんま・マッサージ・指圧科新設申請については、引き続きあはき法１９条の趣旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。また、平成１０年の福岡地裁における、「柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件」の判決以降、急増した鍼灸および柔道整復師養成学校の新増設と定員増により、視覚障がい者の生活がいっそう困難となっていることについて、大阪市として実態把握に努めるとともに、視覚障がい者が就労による自立生活を送れるよう施策を講じてください。例えばヘルスキーパーの採用や、多くの市町村で実施されている高齢者に対する「あはきクーポン券」の交付事業などのように、具体的な施策を講じてください。（文書回答）
72. 一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うために、市内在住の高齢聴覚障害者の再就職に関わる実態を教えてください。また、再就職に関わる具体的な支援策を教えてください。

<防災>

73. 避難所及び福祉避難所における情報・コミュニケーション保障を強化し、各区の担当職員を対象とした研修はもちろん、各区でろうあ者が安心して避難生活ができるように、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪市聴言障害者協会の意見や要望を確認した上で、避難所に聴覚障害者の日常生活用具でもある「聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン）」を設置するなどの環境を整備してください。

74. 自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を
休所した場合、運営費の減収等について具体的な救済策を国及び大阪市で講じてください。

以上